

《 1 》農地法の規定による許可申請・届出の手引き

- (1) 第3条許可[農業委員会許可] (2) 第4条第1項許可(市街化調整区域・その他区域)
- (3) 第4条第1項第7号届出(市街化区域) (4) 第5条第1項許可(市街化調整区域・その他区域)
- (5) 第5条第1項第6号届出(市街化区域) (6) 農地法第18条第1項の規定による許可
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書・合意解約確認書、使用貸借契約解約通知書
- (8) 畑地造成計画書、造成完了報告書、農地転用許可後の工事進捗状況(完了)報告書
- (9) 許可・届出の取下げ願 (10) 農地法許可(受理)の取消願 (11) 事業計画書(4条・5条)
- (12) 事業計画変更承認申請書

《 2 》各種証明関係

- (13) 耕作証明願及び農業従事者証明願 (14) 農地法許可証明願 (15) 買受適格証明願 (16) 非農地証明願

【1】 農地法第3条

津市にある農地等を耕作目的で売買や贈与により取得したり、使用貸借や賃貸借等の権利を設定したりする場合は、津市農業委員会の許可が必要になります。

『許可申請手続について』

【1】 農地法第3条の規定による許可申請書

◎提出部数・・・3部

- [1] 農業委員会許可・・・・・・・・・・ 様式1-1(個人)・1-2(法人)

添付書類 **2部** (提出部数：正本1部・写し1部)

◎常に必要なもの

- (1) 土地登記全部事項証明書・・・<法務局> (発行日から概ね6か月以内のもの)
- (2) 位置図 (1/10000程度)
- (3) 付近現況図 (1/1500~1/3000程度)、住宅地図等

○場合により必要とされるもの

- (1) 土地登記事項証明書の記載と譲渡人の現住所が異なる場合
→住民票の写し又は戸籍の附票の写し等、いずれも公的証明書原本、登記事項証明書の住所から現住所までつながるもの
- (2) 土地登記事項証明書の記載と譲渡人氏名が異なる場合
→戸籍全部事項証明書、遺産分割協議書写、他の相続人の相続放棄を証する書面、相続分不存在証明書、相続関係説明図、印鑑登録証明書又は同意書等(遺言執行人の場合、遺言書写し(公正証書、家裁の検認)で可能)
- (3) 代理申請の場合(行政書士等が申請する場合)
→委任状
- (4) 法人による場合
→法人の定款または寄付行為および法人登記事項証明書
- (5) 農地所有適格法人による場合
→農地所有適格法人の適格要件が備わっていることを証する書面(法人登記事項証明書)、組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し

承認会社が構成員となっている場合

→承認会社の証明書及び株主名簿

法第2条第3項第2号チに掲げるものが構成員となっている場合

→取締役会議事録、契約書の写し

(6) 農地保有合理化法人が権利を取得する場合

→農地保有合理化事業規程

(7) 農業協同組合が農業経営受託を行う場合

→農業経営受託規程

(8) 遠隔地、新規、法人の場合等確認を要する場合

→営農計画書

(9) 知事許可の場合及び農業委員会許可で他市町村に農地を保有している場合、土地改良事業実施中の場合

→耕作等証明書

(10) 作業の一部を委託する場合

→作業受委託契約書の写し

(11) 小作農以外がその小作地の所有権を取得する場合

→小作農の同意書（申請前6か月以内のもの）または使用収益権の設定が差押え等の執行後に設定されたことを証する書面。

または、小作契約解約通知書の書面（小作契約期間内に所有権移転する場合）

(12) 小作農が使用収益権を譲渡・転貸する場合

→小作地所有者の同意書

(13) 小作農が使用収益権を譲渡・転貸する場合

→小作地転貸理由書

(14) 単独申請の場合

→単独申請が可能であることを証する書面（確定判決書、調停調書、競落決定書の写し）

(15) 未成年者が申請する場合

→親権者の同意書及び親権者であることを証する書面（戸籍全部事項証明書）

(16) 土地改良事業中の一時利用指定中

→一時利用地指定通知書（写し）指定図面（写し）一時利用の指定を受けた者の同意書（一時利用地の再指定があった場合は再指定を受けた者の同意書）事業主体の意見書及び事業主体が換地業務を委託している場合はその委託先の意見書

(17) 換地決定後登記前

→換地処分通知書（写し）指定図面（写し）

(18) 交換等で許可権者が異なる場合

→他方申請書（写し）

(19) 不耕作地がある場合

→不耕作地があることの理由書

(20) 特定法人による申請の場合

→特定法人と特定法人貸付事業の実施主体との協定書

(21) 景観整備機構による申請の場合

→景観整備機構の指定書

(22) 新規に農業者として従事する場合

→営農計画書（新規就農）・・・様式16

→登載申請書・・・様式29

【2】 農地法第3条の3届出（相続等により権利を取得した場合）・・・様式2

◎提出部数・・・1部

相続等（相続、法人の合併・分割、時効取得等）により権利を取得する場合は、権利を取得したことを知った時点から概ね10か月以内に届出が必要です。（ただし、この届出は権利取得の効力を発しません）

【2】 農地法第4条第1項許可（市街化調整区域・その他区域）

市街化調整区域またはその他区域にある農地等を農地以外に土地の所有者自身が転用しようとする場合は、農業委員会の許可が必要になります。

『許可申請手続について』

【1】 農地法第4条第1項の規定による許可申請書・・・様式3

◎提出部数・・・3部

添付書類 2部（提出部数：正本1部・写し1部）

◎常に必要なもの

(1) 土地登記全部事項証明書に限る・・・＜法務局＞（発行日から概ね6か月以内のもの）

(2) 公図（写し）地番表示図

(3) 位置図（1/10000程度の地図）

(4) 付近現況図（1/1500～1/3000程度）、住宅地図等

(5) 建物その他の施設等配置図（土地利用計画図 1/500～1/2000程度）

縮尺、面積、距離を明記

(6) 必要な資力及び信用があることを証する書面（残高証明書、融資証明書関係機関に領した書面又は手続中を証する書面）

○場合により必要とされるもの

(1) 法人による申請の場合

→法人の定款または寄付行為および法人登記事項証明書

法人格のない任意団体による申請の場合

→団体の定款（規約）、会議録

(2) 法第3条第1項本文に掲げる権利を有する者がある場合

→転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面

(3) 申請にかかる土地が他法令に基づく許認可が必要な場合

→関係する他法令の許認可の処分又は審査中を証する書面（許可書、認可書、受領印のある申請書の写し等）

(4) 申請にかかる土地が土地改良区内にある場合

- 土地改良区の意見書または事由書（30日を経過しても意見を得られない場合、その理由書）
- (5) 取水を伴う転用の場合
→取水系統図（建物配置図へ併記、別図も可）、縮尺を明記
- (6) 排水（汚水、生活雑排水）を伴う転用の場合
→排水系統図（建物配置図へ併記、別図も可）、縮尺を明記
- (7) 大規模転用（全体面積 5,000 m²以上）及び工場施設等特に排水処理をする場合
→雨水系統図（建物配置図へ併記、別図も可）、縮尺を明記
- (8) 近接農地への影響（日照、通風、耕作等、土砂の流出、崩壊、粉塵等の飛散）があると考えられる場合
→被害防除方法及び根拠、説明状況書等
- (9) 他法令の審査がない全体面積 10,000 m²以上の案件
→水理計算書
- (10) 小作地の転用の場合、小作人による転用の場合
→合意解約書の写し又は耕作者、所有者同意書
- (11) 単独申請である場合
→単独申請が可能であることを証する書面（確定判決写、調停調書写、競落決定書写等）
- (12) 未成年者が申請する場合
→親権者であることを証する書面（戸籍全部事項証明書）
- (13) 登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合
→住民票の写し又は戸籍の附票の写し等、いずれも公的証明書原本、登記事項証明書の住所から現住所までつながるもの
- (14) 登記事項証明書の名義人の記載が申請書の記載と異なる場合（未相続の場合）（遺言執行人の場合、遺言書の写し（公正証書、家裁の検認）で可）
→真正な権利者であることを証する書面（戸籍全部事項証明書、遺産分割協議書の写し、相続放棄書の写し、相続系統図、印鑑登録証明書又は同意書等）
- (15) 土地改良事業の一時利用地指定中の場合
→一時利用地指定通知書（写し）指定図面（写し）一時利用を受けた者の同意書、一時利用地がそのまま換地として定める事業主体の同意書、事業主体の意見書及び事業主体が換地業務を委託している場合はその委託先の意見書
- (16) 換地処分公告後登記前
→換地処分通知書（写し）、一時利用地を受けた者の同意書
- (17) 申請地面積が登記事項証明書と著しく異なる場合（30%以上）、一筆の土地の一部を転用する（原則分筆後の転用）場合
→地積測量図
- (18) 申請書に事業計画の詳細が記載できない場合
→事業計画書（4条）・・・・・・ 様式5
→事業計画書（5条）・・・・・・ 様式8
- (19) 一時転用の場合
→農地への復元を明らかにした書面

- (20) 一般住宅 500 ㎡超、農家住宅 1,000 ㎡超、住宅の建蔽率が 22%未満の場合
 →住宅所要面積の必要性を明らかにする資料
 住宅への転用目的による適正面積について
 →(農家住宅・一般住宅) ②建蔽率()
 参考①適正面積とは・・・農家住宅(1,000 ㎡以内) 一般住宅(500 ㎡以内)
 ②適正な建蔽率とは・・・22%以上

$$\text{建蔽率}(\%) = \text{建築面積} / \text{申請面積} \times 100$$
- (21) 農家住宅移転等緊急性及び必要性を明らかにする場合
 →既設案内図、既設配置図
- (22) 盛土、切土による土砂流出等の被害が生じるおそれがある場合
 →造成計画(縦断、横断)図、(建物配置図へ併記も可)
- (23) 無断転用の場合
 →始末書、現況写真・・・様式 10
- (24) 無断転用の場合であって、都市計画法担当部局との調整が必要な場合
 →建築年月日確認資料
- (25) 農地法第3条許可後3年未満の農地を転用する場合で、やむを得ない理由がある場合
 →早期転用理由書
- (26) 農業振興地域の整備に関する法律の手續中である場合
 →農業振興地域の整備に関する法律の市農業振興地域整備計画変更の事前協議に対する県の下承
 年月日若しくは変更の市決定年月日
- (27) 国、県、市の管理する道水路が含まれている場合
 →道水路の払下げ、公共用廃止・占用加工の申請書の写し又は許可書等
- (28) 代理申請の場合(行政書士等が申請する場合)
 →委任状
- (29) 都市計画法による開発許可を要するときは、その許可書の写し
- (30) 500㎡以上の宅地等の開発については、開発指導室と協議を行って下さい。
 (敷地報告[500㎡以上]、適合証明[1,000 ㎡以上])
- (31) 転用目的が建物の場合
 →建物施設の平面図
- (32)** 転用目的が太陽光発電施設の場合
 →経済産業省設備認定書及び電力会社の連携通知書の写し
- (33) その他参考となる書類

【3】 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)

市街化区域内にある農地等を農地以外に土地の所有者自身が転用しようとする場合は、農業委員会への届出が必要になります。

『届出申請手続について』

【1】 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書・・・様式 4

◎提出部数・・・2部

添付書類 **2部**（提出部数：正本1部・写し1部）

◎常に必要なもの

- (1) 土地登記事項証明書に限る・・・＜法務局＞（発行日から概ね6か月以内のもの）
- (2) 位置図（**1／10000程度の地図**）
- (3) 付近現況図（**1／2,500～1／5,000程度**）
- (4) 建物その他の施設等配置図（土地利用計画図 1／500～1／2000程度）
縮尺、面積、距離を明記
- (5) 届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき、農地法第18条第1項の規定による解約等の許可あったことを証する書面
- (6) 届出地が小作地等で賃貸借の目的となっている場合は解約したことを証する書面
（農地法第18条第6項通知書写し）

○場合により必要とされるもの

- (1) 500㎡以上の宅地等の開発については、開発指導室と協議を行って下さい。
（敷地報告、適合証明）
- (2) 代理申請の場合（行政書士が申請する場合）
→委任状
- (3) 登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合
→住民票の写し又は戸籍の附票の写し等、いずれも公的証明書原本、登記事項証明書の住所から現住所までつながるもの
- (4) 登記事項証明書の名義人の記載が申請書の記載と異なる場合（未相続の場合）（遺言執行人の場合、遺言書の写し（公正証書、家裁の検認）で可）
→真正な権利者であることを証する書面（戸籍全部事項証明書、遺産分割協議書の写し、相続放棄書の写し、相続系統図、印鑑登録証明書又は同意書等）
- (5) 未成年者が申請する場合
→親権者であることを証する書面（戸籍全部事項証明書）
- (6) 無断転用の場合
→始末書、現況写真・・・・・・ **様式10**
- (7) 転用目的が太陽光発電施設の場合
→経済産業省設備認定書及び電力会社の連携通知書の写し
- (8) その他参考となる書類

【4】 農地法第5条第1項許可（市街化調整区域・その他区域）

市街化調整区域またはその他区域にある農地等を転用する目的で売買や贈与をしたり、使用貸借や賃貸借権等の権利を設定したりする場合は、農業委員会の許可が必要になります。

『許可申請手続について』

- 【1】 農地法第5条第1項の規定による許可申請書・・・・・・ **様式6**

◎提出部数・・・３部

添付書類 ２部（提出部数：正本１部・写し１部）

◎常に必要なもの

- （１）土地登記事項証明書に限る・・・＜法務局＞（発行日から概ね６か月以内のもの）
- （２）公図（写し）地番表示図
- （３）位置図（**１／１００００程度の地図**）
- （４）付近現況図（**１／１５００～１／３０００程度**）、住宅地図等
- （５）建物その他の施設等配置図（土地利用計画図 １／５００～１／２０００程度）
縮尺、面積、距離を明記
- （６）必要な資力及び信用があることを証する書面（残高証明書、融資証明書関係機関に領した書面又は手続中を証する書面）

○場合により必要とされるもの

- （１）法人による申請の場合
→法人の定款または寄付行為および法人登記事項証明書
法人格のない任意団体による申請の場合
→団体の定款（規約）、会議録
- （２）法第３条第１項本文に掲げる権利を有する者がある場合
→転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面
- （３）申請にかかる土地が他法令に基づく許認可の必要な場合
→関係する他法令の許認可の処分又は審査中を証する書面（許可書、認可書、受領印のある申請書の写し等）
- （４）申請にかかる土地が土地改良区内にある場合
→土地改良区の意見書または事由書（３０日を経過しても意見を得られない場合、その理由書）
- （５）取水を伴う転用の場合
→取水系統図（建物配置図へ併記、別図も可）、縮尺を明記
- （６）排水（汚水、生活雑排水）を伴う転用の場合
→排水系統図（建物配置図へ併記、別図も可）、縮尺を明記
- （７）大規模転用（全体面積 ５,０００㎡以上）及び工場施設等特に排水処理をする場合
→雨水系統図（建物配置図へ併記、別図も可）、縮尺を明記
- （８）近接農地への影響（日照、通風、耕作等、土砂の流出、崩壊、粉塵等の飛散）があると考えられる場合
→被害防除方法及び根拠、説明状況書等
- （９）他法令の審査がない全体面積 １０,０００㎡以上の案件
→水理計算書
- （１０）小作地の転用の場合、小作人による転用の場合
→合意解約書の写し又は耕作者、所有者同意書
- （１１）単独申請である場合
→単独申請が可能であることを証する書面（確定判決写、調停調書写、競落決定書写等）

- (12) 未成年者が申請する場合
→親権者であることを証する書面（戸籍全部事項証明書）
- (13) 登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合
→住民票の写し又は戸籍の附票の写し等、いずれも公的証明書原本、登記事項証明書の住所から現住所までつながるもの
- (14) 登記事項証明書の名義人の記載が申請書の記載と異なる場合（未相続の場合）（遺言執行人の場合、遺言書の写し（公正証書、家裁の検認）で可）
→真正な権利者であることを証する書面（戸籍全部事項証明書、遺産分割協議書の写し、相続放棄書の写し、相続系統図、印鑑登録証明書又は同意書等）
- (15) 土地改良事業の一時利用地指定中の場合
→一時利用地指定通知書（写し） 指定図面（写し） 一時利用を受けた者の同意書、一時利用地がそのまま換地として定める事業主体の同意書、事業主体の意見書及び事業主体が換地業務を委託している場合はその委託先の意見書
- (16) 換地処分公告後登記前
→換地処分通知書（写し）、一時利用地を受けた者の同意書
- (17) 申請地面積が登記事項証明書と著しく異なる場合（30%以上）、一筆の土地の一部を転用する（原則分筆後の転用）場合
→地積測量図
- (18) 申請書に事業計画の詳細が記載できない場合
→事業計画書（4条）・・・・・・ 様式5
→事業計画書（5条）・・・・・・ 様式8
- (19) 一時転用の場合
→農地への復元を明らかにした書面
- (20) 一般住宅 500㎡超、農家住宅 1,000㎡超、住宅の建蔽率が22%未満の場合
→住宅所要面積の必要性を明らかにする資料
住宅への転用目的による適正面積について
→（農家住宅・一般住宅）②建蔽率（ %）
参考①適正面積とは・・・・・・農家住宅（1000㎡以内）一般住宅（500㎡以内）
②適正な建蔽率とは・・22%以上
建蔽率（%）＝ 建築面積／申請面積×100
- (21) 農家住宅移転等緊急性及び必要性を明らかにする場合
→既設案内図、既設配置図
- (22) 盛土、切土による土砂流出等の被害が生じるおそれがある場合
→造成計画（縦断、横断）図、（建物配置図へ併記も可）
- (23) 無断転用の場合
→始末書、現況写真・・・・・・ 様式10
- (24) 無断転用の場合であって、都市計画法担当部局との調整が必要な場合
→建築年月日確認資料
- (25) 農地法第3条許可後3年未満の農地を転用する場合で、やむを得ない理由がある場合

→早期転用理由書

(26) 農業振興地域の整備に関する法律の手續中である場合

→農業振興地域の整備に関する法律の市農業振興地域整備計画変更の事前協議に対する県了承年月日若しくは変更の市決定年月日

(27) 国、県、市の管理する道水路が含まれている場合

→道水路の払下げ、公共用廃止・占用加工の申請書の写し又は許可書等

(28) 代理申請の場合（行政書士等が申請する場合）

→委任状

(29) 都市計画法による開発許可を要するときは、その許可書の写し

(30) 500㎡以上の宅地等の開発については、開発指導室と協議を行って下さい

（敷地報告[500㎡以上]、適合証明[1,000㎡以上]）

(31) 転用目的が建物の場合

→建物施設の平面図

(32) 転用目的が太陽光発電施設の場合

→経済産業省設備認定書及び電力会社の連携通知書の写し

(33) その他参考となる書類

【5】 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出（市街化区域）

市街化区域内にある農地等を転用する目的で売買や贈与をしたり、使用貸借や賃貸借権等の権利を設定したりする場合は、農業委員会への届出が必要になります。

『届出申請手續について』

【1】 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出・・・様式7

◎提出部数・・・2部

添付書類 2部（提出部数：正本1部・写し1部）

◎常に必要なもの

(1) 土地登記事項証明書に限る・・・＜法務局＞（発行日から概ね6か月以内のもの）

(2) 位置図（1/10000程度の地図）

(3) 付近現況図（1/2,500～1/5,000程度）

(4) 建物その他の施設等配置図（土地利用計画図 1/500～1/2000程度）

縮尺、面積、距離を明記

(5) 届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき、農地法第18条第1項の規定による解約等の許可あったことを証する書面

(6) 届出地が小作地等で賃貸借の目的となっている場合は解約したことを証する書面（農地法第18条第6項通知書写し）

○場合により必要とされるもの

(1) 都市計画法による開発許可を要するときは、その許可の写し

(2) 500㎡以上の宅地等の開発については、開発指導室と協議を行って下さい。

- (敷地報告、適合証明)
- (3) 代理申請の場合(行政書士等が申請する場合)
- 委任状
- (4) 登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合
- 住民票の写し又は戸籍の附票の写し等、いずれも公的証明書原本、登記事項証明書の住所から現住所までつながるもの
- (5) 登記事項証明書の名義人の記載が申請書の記載と異なる場合(未相続の場合)(遺言執行人の場合、遺言書の写し(公正証書、家裁の検認)で可)
- 真正な権利者であることを証する書面(戸籍全部事項証明書、遺産分割協議書の写し、相続放棄書の写し、相続系統図、印鑑登録証明書又は同意書等)
- (6) 未成年者が申請する場合
- 親権者であることを証する書面(戸籍全部事項証明書)
- (7) 無断転用の場合
- 始末書、現況写真・・・・・・ [様式10](#)
- (8) 申請書に事業計画の詳細が記載できない場合
- 事業計画書(4条)・・・・・・ [様式5](#)
- 事業計画書(5条)・・・・・・ [様式8](#)

【6】 農地法第18条第1項の規定による許可

農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。

ただし、農地法第18条第1項から第6項に該当する場合はこの限りでない。

◎提出部数・・・・・・3部

【1】 農地法第18条第1項の規定による許可

※農業委員会経由県許可

【7】 農地法第18条第6項(通知書)(農地等の賃貸借の解約等の制限)

農地又は採草放牧地の賃貸借契約につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知する必要があります。

(賃貸借の解約等の通知)

法第18条第6項の規定による通知は、賃貸借の解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をした日の翌日から起算して30日以内に、必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出する必要があります。

◎提出部数・・・・・・1部

【1】 農地法第18条6項の規定による通知書・・・・・・ [様式11](#)

【2】 合意解約確認書・・・・・・ [様式12](#)

○使用貸借契約解約通知書

農地について、使用貸借契約の解約を行ったときに必要になります。

◎提出部数・・・１部

【３】 使用貸借契約解約通知書・・・・・・・・・・ 様式 1 3

【８】 畑地造成計画書、農地転用許可後の工事進捗状況（完了）報告書

（田を畑として使用する場合、畑を田として使用する場合、若しくは田または畑の形質を変更する場合）

◎提出部数・・・１部

【１】畑地造成計画書・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 1 4

【２】造成完了報告書・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式 1 5

【３】工事進捗状況（完了）報告書・・・・・・・・ 様式 9

添付書類

（１）盛土、切土による土砂流出等の被害が生じるおそれがある場合

→造成計画（縦断、横断）図

（２）近接農地への影響（日照、通風、耕作等、土砂の流出、崩壊、粉塵の飛散）があると考えられる場合

→被害防除方法及び根拠、説明状況書等

（３）取水を伴う転用の場合

→取水系統図、縮尺を明記

【９】 許可・届出の取下げ願について

１ 申請者が許可（届出）申請後処分前において、当該許可（届出）申請を取下げしようとする場合には、「取下げ願」を農業委員会へ提出して下さい。

◎提出部数・・・１部

【１】取下げ願（許可）・・・・・・・・・・・・ 様式 1 7

【２】取下げ願（届出）・・・・・・・・・・・・ 様式 1 8

２ 次の要件を充たすものについて、取下げを行います。

（１）許可（届出）申請を行った者（農地法第３条及び第５条の規定による許可申請又は５条届出については、譲渡人[貸人]、譲受人[借人]双方）から願い出であること。

（２）現況地目、登記地目とも農地であること。

（３）許可または届出申請を行った者（農地法第３条及び第５条の規定による許可申請又は５条届出については、譲渡人[貸人]）もしくはその相続人が、登記上の所有者であること。

【１０】 農地法許可（受理）の取消願について

１. 次の要件を充たすものについて行います。

（１）許可（受理）を受けた者（農地法第３条及び第５条の規定による許可または届出に

については、譲渡人[貸人]、譲受人[借人]双方)からの願い出であること。

(2) 現況地目、登記地目とも農地であること。

(3) 許可または受理を受けた者(農地法第3条及び第5条の規定による許可または受理については、譲渡人[貸人])もしくはその相続人が、登記上の所有者であること。

(4) 一部取消しも差し支えないが、一筆の内の一部の場合は原則として事前に分筆されていること。なお、農地法第4条、第5条の許可事案については事業計画変更承認の見込みがあること。農地法第3条の許可事案については取消しを希望しない部分のみでも許可し得るものであること。

(5) 許可権限庁の公文書にて許可内容が確認できること。(文書保存年限であること)

2.取消権者

農地法第3条、第4条もしくは第5条の規定による許可または4条もしくは5条届出の権限者

◎提出部数・・・1部

[1]取消願(許可)・・・・・・・・・・・・・・・・・様式19

[2]取消願(届出)・・・・・・・・・・・・・・・・・様式20

添付書類 1部

(1) 許可書又は受理通知書

(2) 土地登記全部事項証明書

【11】事業計画書について

1.申請に係る土地が市街化調整区域にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときはその旨ならびに同法第29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法34条第1号から第8号まで、または都市計画法施行令第36条第1項第2号もしくはハのいずれも伴わないものであるときはその旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記入する。

◎提出部数・・・2部

[1]事業計画書(4条)・・・・・・・・・・・・・・・・・様式5

[2]事業計画書(5条)・・・・・・・・・・・・・・・・・様式8

【12】事業計画変更承認申請について

◎提出部数・・・2部

[1]事業計画変更承認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・様式21

【13】耕作証明願及び農業従事者証明願について

[1]耕作証明願

津市農業委員会では、農地台帳システムにより現在の所有権などの権利に基づい

て、実際の耕作している内容と相違ないかを確認していただいた後、耕作証明を発行いたします。

◎用意していただくもの・・・申請人の身分証明書

○場合により必要とされるもの

(1) 代理申請の場合（行政書士等が申請する場合）

→委任状

【2】農業従事者証明願

建築基準法等により、農業従事者証明願が必要な方は耕作証明願を提出後、農業従事者証明願（1,000 ㎡以上耕作し 60 日以上の農業従事日数のある方）を発行します。なお、農業従事者証明願については、市農林水産政策課で行います。

◎用意していただくもの・・・申請人の身分証明書

◎当日記入していただくもの・・・建築物を必要とする理由、建築主の住所・氏名、建築の場所、地目、地積、建築の用途、建築面積、延面積等

○場合により必要とされるもの

(1) 代理申請の場合（行政書士等が申請する場合）

→委任状

【14】農地法許可証明願について

本証明は許可書を紛失した場合に行います。

本証明は農地法第3条、第4条、第5条各第1項の規定による許可されたものについて行います。

◎提出部数・・・1部

【1】農地法第3条第1項の規定による許可の証明願・・・様式22

【2】農地法第4条第1項の規定による許可の証明願・・・様式23

【3】農地法第4条第1項第7号の規定による受理の証明願・・・様式24

【4】農地法第5条第1項の規定による許可の証明願・・・様式25

【5】農地法第5条第1項第6号の規定による受理の証明願・・・様式26

○場合により必要とされるもの

(1) 代理申請の場合（行政書士等が申請する場合）

→委任状

【15】買受適格証明願について

買受適格証明を受けようとする者は、「買受適格証明願」様式27を農業委員会へ提出して下さい。

また、農地法第3条第1項又は農地法第5条第1項による許可申請の場合もしくは農地法第5条第1項第6項の届出の手続を受ける場合は買受適格証明願と同時に各許可（届出）申請書を提出して下さい。

◎提出部数・・・3部

【1】買受適格証明願・・・・・・・・・・・・・様式27

○添付書類 2部（提出部数：正本1部・写し1部）

1. 競売参加の目的の場合

- （1）位置図、地番図、小作地の場合小作人の同意書、土地利用計画図
- （2）裁判所の競売（公売）を実施する旨を公告したことを証する書面（裁判所が掲載する「新聞公告の写し」でも可）

2. 農地法第3条第1項の規定による参加目的の場合

- （1）位置図、地番図、耕作等証明、小作地の場合小作人の同意書、遠隔地又は新規営農の場合は営農計画書等

【16】非農地証明願について（現状が農地又は採草放牧地でない旨の証明書）

1 非農地証明の基準

登記上の地目が田、畑、牧場で次の該当する要件を充たすものについて、農地法第2条第1項（耕作の目的に供される土地）に該当しないものとして非農地証明の対象とする。

- （1）家屋登記全部事項証明書、建物の建築年が確認できる固定資産税に関する課税証明、航空写真、樹齢の確認できる写真等にて20年を経過していることが客観的に証明しうるもの。

- （2）（1）以外で現況が農地法第2条第1項の規定による農地又は採草放牧地でなくなってから20年を経過しているものであって、それが客観的に確認しうるもの。

- （3）災害によるものについては、相当程度費用を投じて農地又は採草放牧地として復旧不可能なもの。

2 上記に該当しても次に該当するものは非農地証明できません。

- （1）耕作放棄地、樹苗育成地、肥培管理している果樹園又は筍採取用竹林等
- （2）農用地区域内農地（農業用施設用地を除く）
- （3）容易に農地へ復元できるもの。

◎提出部数・・・3部

【1】非農地証明願・・・・・・・・・・・・・様式28

（非農地証明を受けようとする者は対象とする土地の登記簿上の所有者又はその相続人に限る）

添付書類 2部（提出部数：正本1部・写し1部）

- （1）土地登記全部事項証明書に限る・・・＜法務局＞（発行日から概ね6か月以内のもの）

必要があるときは閉鎖登記簿謄本（登記事項証明書の住所と権利者の住所が異なる場合は住民票の写し又は戸籍の附票の写し等、いずれも公的証明書原本、登記事項証明書の住所から現住所までつながるものを添付）

- （2）現地案内図（1/1500～1/3000程度）住宅地図等
- （3）公図又は地積図（写し）

- (4) 現況写真
- (5) 相続登記未了の場合は、相続関係を証する書面
- (6) 農地法第2条に該当しない旨の客観的証明資料（20年経過が分かる家屋登記全部事項証明書、建物の建築年が確認できる固定資産税に関する課税証明書、航空写真、樹齢の確認できる写真等）

○場合により必要とされるもの

- (1) 代理申請の場合（行政書士等が申請する場合）
→委任状

※ 不服申立てについて

1. 不服申立てとは

行政庁の行政処分若しくは公権力の行使に当たる行為又は不作為に対して不服のある者が、法律の手続に従って関係行政庁に行為の取消し、変更、不作為に係る処分、公権力の行使を求めることをいいます。

不服申立てには、異議申立て、審査請求、再審査請求があります。

2. 異議申立てとは

当該処分をした行政庁又は当該不作為に係る行政庁に対して行う不服申立てをいいます。決定は当該処分した行政庁が行います。

3. 審査請求とは

当該処分をした行政庁若しくは当該不作為に係る行政庁の直近上級行政庁又は法律（条例に基づく処分については、条例を含む）に定める行政庁に対してするものをいいます。当該処分をした行政庁の弁明、請求者の反論から裁決を行います。